

国保

交通事故などに遭った時も国民健康保険が使えます

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

税

軽自動車税の税額が変わります！

●問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

地方税法の改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税額が変わります。

○原動機付自転車や小型特殊自動車、二輪バイクなど

車種		平成26年度まで	平成27年度から
原動機付自転車	総排気量など（ ）内は定格出力		
	50cc以下(0.6kw以下)	1,000 円	2,000 円
	90cc以下(0.8kw以下)	1,200 円	2,000 円
	125cc以下(1kw以下)	1,600 円	2,400 円
3 輪以上のミニカー	20ccを超え50cc以下(0.25kwを超え0.6kw以下)	2,500 円	3,700 円
二輪	125ccを超え250cc以下	2,400 円	3,600 円
小型二輪	250ccを超えるもの	4,000 円	6,000 円
小型特殊	農耕用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円

○三輪・四輪以上の軽自動車

車種区分 () 内は総排気量		平成27年度		平成28年度以降		
		平成27年3月31日までに登録した車 両(新車・中古車)および4月1日に登録した中古車	平成27年4月1日に初度検査※①を受け、登録した新車※②	平成27年3月31日までに初度検査※①を受けた車 両で、検査の日から13年を超えるまで	平成27年4月1日以降に初度検査※①を受けた車 両で、検査の日から13年を超えるまで	初度検査※①から13年を超える車 両※③
三輪(660cc 以下)		変更なし	新税率	変更なし	新税率	重課税率※④
四輪以上 (660cc以下)	貨物	営業用	3,000 円	3,000 円	3,000 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	乗用	営業用	5,500 円	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	7,200 円	10,800 円	12,900 円

※①初度検査とは、当該車両が軽自動車検査協会で新車として登録する際に初めて受ける検査をいい、「初度検査年月」として自動車検査証(車検証)に記載されています。
※②平成27年4月2日以降に登録した車両は、平成27年度の課税はありません(平成27年4月1日までに登録した車両が平成27年度課税の対象です)。
※③平成28年度以降は、初度検査を受けた日から13年を超える車両は、登録年月日に関わらず重課税率に変わります。
※④重課税率とは、自動車の排出ガスや燃費性能などで環境への負荷が大きい自動車(古い自動車)の税率を重くするという税制グリーン化の観点から制定された税率で、標準税率の概ね20%を重課しています。

税

固定資産税の償却資産の申告は2月2日(月)までに

●申告先・問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

償 却資産を持つている人は申告が必要です。
償却資産とは、会社や個人で工場、商店、農業などを営んでいる人が、その事業のために用いることができる機械、機具、備品などの有形財産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得計算上損金または必要経費に算入されるものをいいます。

▼償却資産の種類と具体例
①構築物(固定資産税の家屋に該当しない簡易倉庫、外構工事など)
②機械および装置(農業用機械、工場用マシンなど)
③船舶
④航空機
⑤車両および運搬具(自動車税、軽自動車税に該当するものを除く)
⑥工具、器具および備品(看板、陳列ケース、切削工具、事務機器など)
【例】ミシンを家庭用で使っている場合は申告の対象になりませんが、縫製工場などで事業用として使用している場合には、償却資産として申告の対象になります。

ひとり親家庭

年金が児童扶養手当より低い人は差額を受けることができます

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

障 害年金や遺族年金などの公的年金を受けているため、児童扶養手当を受けられなかった人で、公的年金額が児童扶養手当より低い人は、平成26年12月から児童扶養手当で差額分を受給できるようになりました。

児童扶養手当

▼対象者

18歳に到達した最初の3月31日までの児童(または一定の障害がある20歳までの子ども)を養育し、次のいずれかに当てはまる人

①父子家庭で、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している

②母子家庭で、離婚後に父が死亡し、児童が低額の遺族厚生年金のみを受給している

※児童扶養手当には所得制限があります。

▼申請方法

申請に必要な書類は申請者で異なりますので、まずはお問い合わせください。

▼受給開始月

3月31日(火)までに申請をすると、平成26年12月分から受給することができます。

※3月31日以降に申請をすると、その月の翌月分から支給を開始します。

介護保険

大津町高齢者福祉計画および介護保険事業計画(素案)への意見を募集します

●問い合わせ 役場福祉課 介護保険係 ☎096(293)3510

昨

年12月22日から第6期大津町高齢者福祉計画および介護保険事業計画(平成27年度・平成29年度)の素案に対するご意見を募集しています。

▼募集期限 1月21日(水)

▼閲覧場所

町ホームページおよび役場福祉課介護保険係

▼提出資格

①大津町内に住所を有する人
②大津町の介護保険被保険者

▼提出方法

役場福祉課介護保険係や町ホームページにある指定用紙を窓口まで持ってくるか、郵送、FAX、電子メールのいずれかで提出してください。

FAX 096(293)0474
メールアドレス
tukushi@town.ozu.kumamoto.jp

▼意見の取り扱い・公表

個人情報を除き、意見の概要、それに対する町の考え方を後日町ホームページなどで公表します。

なお、意見についての個別の回答はしません。